

手話言語条例案を提出

県議会 3会派 25日本会議採決へ



向井茂幸議長(左)に条例案を提出する古沢時衛議員ら
――県議会議長応接室

県議会の自民党、公明党、
県政会の3会派は22日、手
話に対する県民の理解を深
めて普及させるため、県に
計画的な取り組みを求める
「県手話言語条例案」を向
井茂幸議長に提出した。25
日の本会議で採決される予
定で、可決されれば鳥取県
に次ぎ都道府県で2例目。
施行は来年4月1日。

条例案は、手話は意思疎
通に欠かせない言語である
との認識に立ち、聴覚障害
者が手話を使って生きやす
い環境づくりを進める日

県議会の自民党、公明党、
県政会の3会派は22日、手
話に対する県民の理解を深
めて普及させるため、県に
計画的な取り組みを求める
「県手話言語条例案」を向
井茂幸議長に提出した。25
日の本会議で採決される予
定で、可決されれば鳥取県
に次ぎ都道府県で2例目。
施行は来年4月1日。

条例案は、手話は意思疎
通に欠かせない言語である
との認識に立ち、聴覚障害
者が手話を使って生きやす
い環境づくりを進める日

的。3会派は9月に条例検討会議(座長・古沢時衛県議)を設置して検討を始め、素案に対する県民からの意見も募ってきた。

前文で「いまだに手話に

対する理解が浸透している
とは言えない」とし、制定

目的は「手話を普及するた
めの施策を総合的かつ計画

的に推進し、全ての県民が
互いを理解し合える地域社会を構築する」とした。

県には手話の普及を推進

する責務があるとし、市町
村と連携・協力にも努める

ことと明記。また県は手話
の普及に関する施策を総合
的に進めるための「手話推
進計画」を策定し、実施し

事業者には、聴覚障害者
を雇用する際には手話の使
用に配慮するよう努めるこ
ととした。県民にも普及に
努めるよう求めた。

(高本 雅通)

県議会

手話言語条例を可決

ろう者ら「全国に理解広げて」歓迎

県議会は25日、手話に対する県民の理解を深めて普及させる「県手話言語条例」案を全会一致で可決した。100人以上のろう者や手話通訳者らが本会議場の傍聴席で採決を見守り、「条例制定を機に福祉だけの世界ではなく、幅広い県民や事業者との間に手話への理解が広がってほしい」と歓迎した。

(高木 雅通)

条例は鳥取県に次ぎ都道府県で2例目となり、来年4月1日施行。自民党、公明党、県政会の3会派が議員提案し、各会派からの質疑の後に採決が行われた。

本会議後、県聴覚障害者連盟の河原雅浩理事長(53)

人を超す署名を添え、県議

連も県条例



条例制定を歓迎する県聴覚障害者連盟のメンバーと県議ら一県議会

会に条例制定を求める陳情

を提出。十分な意思疎通が

できずに受け

る誤解や地域

や職場での孤

立に関し、「社

会の手話に対

する理解不足

が大きな要因

となつてい

る」と訴えて

いた。

河原理事長

は「最終的に

は日本全国ど

こでも県条例

の条件で生活できるようにになつてほしい。他県にも条例が広がり、国が手話言語法を制定する流れにも結びついてほしい」と条例制定の波及効果にも期待した。

条例は手話が意思疎通が欠かせない言語であるとの認識に立ち、聴覚障害者が手話を使って社会参加しやす

い環境づくりを進める目的で制定。県に手話の普及に関する施策を総合的に進めるための「手話推進計画」を策定し実施することなどを義務付けている。

県は2015年度に推進計画策定に着手し、16年度

予算から計画を反映させていく見通しという。

すい環境づくりを進める目

的で制定。県に手話の普及

に関する施策を総合的に進

めるための「手話推進計画」

を策定し実施することなど

を義務付けている。

県は2015年度に推進

計画策定に着手し、16年度

予算から計画を反映させて

いく見通しという。

条例の成立を喜び、傍聴席で
県議と記念撮影する障害者ら



手話を「言語」と位置づけ、普及を後押しする県手話言語条例が25日、県議会本会議で全会一致で可決・

条例案は、自民、公明、県政会の3会派が提出した。手話の普及や教育、使用しやすい環境整備の推進を「県の責務」と明記し、県に推進計画の策定と実施を義務づけ、必要な財政措置を求める一方、事業者にも手話の使用に関して配慮を求めていた。来年度中に

成立した。来年4月1日から施行される。同様の条例の可決は、鳥取県に次ぎ、都道府県議会で2例目。傍聴席には、県内の聴覚障害者や手話通訳者ら約110人が駆け付け、条例の成立を喜んだ。

条例案は、自民、公明、県政会の3会派が提出した。手話の普及や教育、使用しやすい環境整備の推進を「県の責務」と明記し、県に推進計画の策定と実施を義務づけ、必要な財政措

普及推進へ 障害者ら喜び

県手話言語条例が成立

人から約130人に倍増し、手話通訳者の新規登録者が5人から8人、手話奉仕員は11人から20人に増加したことが紹介された。

条例を巡っては、県聴覚障害者連盟などが今年5月、5万4600人以上の署名を添え、制定を求める陳情書を提出していた。本

議会を傍聴後、同連盟の河原雅浩理事長(53)は報道陣

の取材に対し、「この条例

はゴールではなく、新たな

スタートだと肝に銘じ、さらなる運動を進めたい」と手話で意気込みを語った。

県議会第3回定例会は25日、計53議案を可決し、閉会した。人種や民族差別をあおるヘイトスピーチ(憎悪表現)を禁じる法整備などを国に求める意見書案も「表現の自由に十分配慮しつつも早急に対応することが肝要」との文言を加え、全会一致で可決された。

県議会第3回定例会は25日、計53議案を可決し、閉会した。人種や民族差別をあおるヘイトスピーチ(憎

悪表現)を禁じる法整備などを国に求める意見書案も

「表現の自由に十分配慮し

つとも早急に対応すること

が肝要」との文言を加え、

全会一致で可決された。

△

手話普及条例を可決

県議会、政策実行促す

県議会は25日、自民党など3会派が議員提案した県手話言語条例案を全会一致で可決した。県に対し、手話普及の推進計画づくりと政策の実行を促す内容で、来年4月1日に施行される。手話を普及させる条例は、都道府県では鳥取県に

次ぎ2項目という。

手話を理解できる人を増やすし、聴覚障害者が暮らしやすい社会をつくるのが目的。手話の普及を県の「責務」と位置づけ、聴覚障害者を雇つたり、サービスを提供したりする企業にも手話を使うよう努力すること

を求める。県民にも、手話への理解を深めるよう求められる規定も盛り込んだ。

県聴覚障害者協会事務局

長の河原雅浩さん(53)は「手話で自由にコミュニケーションが取れる社会の土台ができた」と話している。